

## 常任委員会における所管事務調査ガイドライン(案)

### 1. はじめに

当市議会は、議会報告・意見交換会による市民からの意見反映と議会による行政評価を起点に、これまで政策サイクルの実現を図ってきているが、その基本となる活動は、常任委員会による主体的な活動であり、地方自治法において位置付けられている「所管事務調査」となる。

常任委員会が、市政の課題に適切かつ速やかに対応していくため、常任委員会の専門性と特性を活かし、その機能を十分発揮できるよう、以下、所管事務調査権の行使に係るガイドラインを定める。

### 2. 目的

- (1) 会期中、閉会中を問わず、行政執行の監視機能を強化し、専門性を活かした政策提言等を行うなど、政策サイクル実現することで住民の福祉の向上につなげる。
- (2) 調査の手法や手順、調査結果に基づく委員会としての取り扱い、政策提言に対する検証の必要性などを再認識することで、これまでの活動を「見える化」し、委員構成は変わっても、委員会活動がとぎれることがないようにする。

### 3. 所管事務調査を進めるうえでの留意事項

- (1) 条例案その他議案の立案ためや問題点のある具体的な事務の改善策を究明するための調査を主な目的として実施する。
- (2) 会期中、閉会中を問わず、積極的に常任委員会を開催し、所管事務調査権の行使に努めるものとする。但し、閉会中の継続審査又は調査を行う場合は、本会議において議決が必要となる。
- (3) 所管事務の調査結果については、①議案の賛否、修正、付帯決議など ②条例案の提出 ③国・県等に対する意見書案の提出 ④市に対する政策提言の提出 等が想定されるが、委員会における取りまとめ結果の取り扱いについては、必ずしも、これらの取り組みの全てを求めるものではなく、各委員会の自主的な活動に委ねられている。
- (4) 地方自治法上、定例会における所管事務調査に係る報告義務はないが、当市議会では、従前から、政策サイクルを見える化するため、事件の調査が終わったときは、報告書を委員長から議長に提出し、定例会において「承認」している。

### 4. 所管事務調査に係る手続き

#### (1) 委員会改選時

・委員会改選時の議会の常任委員会においては、所管事務の調査項目を念頭に(所管項目全部)「閉会中の所管事務調査に係る継続調査の申し出について(別紙1)」の決定を行い、まずは、本会議において議決を行う。

#### (2) 閉会中に所管事務調査を実施する場合

・常任委員会の所管事務調査事項(テーマ)を決定する場合は、予め当該委員からテーマに関して意見等を求め、委員会の総意として調査テーマを決定したうえで、「所管事務調査通知書」(別紙2)を議長へ通知する。

- ・委員会において閉会中も継続して調査をすることを決定し、「閉会中の継続調査申出書(別紙3)」を議長へ通知する。
- ・議長は閉会中の継続調査について、直近の定例会に報告し、会議に諮って議決する。

(3)会期中に所管事務調査を実施する場合

- ・当該委員会が所管する範囲内で、会期中に常任委員会の所管事務調査事項(テーマ)を決定する場合は、急を要するため、委員会において、調査テーマを決定し閉会中の場合と同様に、「所管事務調査通知書(別紙3)」を議長に通知する。
- ・会期中の所管事務調査については、当該定例会において、所管事務調査の活動報告を任意で行う。

## 5. 調査期間

- (1)定着しつつある政策サイクルに関する「調査期間」はについては、委員の任期(2年間)とする。なお、期間内に調査テーマの調査が終了した場合には、調査結果報告後、他のテーマを設定し調査できるものとする。
- (2)委員の任期に限らず、その時々の政策課題に対処していくため、必要に応じて、調査テーマと調査期間を設け、所管事務調査が実施できるよう努める。

## 6. 調査の手法及び手順

- (1)所管事務調査は、付託案件の審査とは異なり、常任委員会の主体的なテーマ設定に基づく調査であり、正副委員長の選任や委員会改選時は、正副委員長案に基づき、所管事務調査をはじめるに当たっての今後のスケジュールや手順等を確認する。
- (2)正副委員長案の提示に当たっては、以下の点を踏まえる。
  - ・執行部からの現状説明、報告及び質疑
  - ・議会報告・意見交換会による意見聴取及び各種団体等との意見交換
  - ・管内視察及び管外行政視察
  - ・専門的知見の活用
  - ・参考人制度の活用 など
- (3)正副委員長案に基づき調査を進めるが、期間中における変更、調整等については柔軟に対応する。
- (4)閉会中の所管事務調査に係る継続調査は、その事件に係る委員会を開催し、公務災害扱いとなるよう、正式な委員会としての開催に留意する。なお、閉会中の継続調査は、原則として、委員会を開催し実施しなければならないが、委員長の判断により、協議・調整の場である委員会協議会として実施する場合もある。
- (5)閉会中に正式な委員会として調査をするためには、予め委員会において決定し、議長に対して「派遣承認請求書」を提出する。
- (6)議長は、必要に応じ委員長会を開催し、所管事務調査に係る日程や活動内容等の情報共有を図る。
- (7)所管事務調査の成果として、条例提案や決議、意見書、市に対する政策提言などの提出は、適

宜行うように努め、委員会における取りまとめ結果の取り扱いについては、別に定める。(別紙4)

## 7. 調査報告

- (1)調査期間内に調査が終了した場合は、「所管事務調査報告書」を議長へ提出する。
- (2)当該委員会において、2年間のまとめとして政策提言を行う場合は、「政策提言を含めた所管事務調査報告書」を作成するとともに、全議員で共有するため、予め政策討論会ないしは全員協議会を経たうえで、定例会において「承認」し、市長に対し議長名で提出する。
- (3)所管事務調査結果に基づき、緊急を要する政策提言を提出する場合は、当該委員会として提出するか、あるいは議長名で提出するか、協議のうえ決定する。但し、議長名で提出する場合にあっては、全議員で共有するため、全員協議会等を経たうえで、市長に対して提出する。
- (4)全員協議会を開催する場合、当該委員会は、予め各会派における意見交換や意見聴取を踏まえたうえで、全員協議会に臨むものとする。

## 8. 市民への周知

- (1)「調査テーマ」「調査の過程」「調査報告」及び「調査の成果」については、市議会のホームページ及び市議会だよりへの記載を基本として、随時情報発信を行う。

## 9. ガイドラインの見直し

- (1)当該ガイドラインについては、必要に応じて、その都度見直しができるものとする。

【別紙1】

年      月      日

飯田市議会議長

様

総務委員長

○ ○ ○ ○

### 閉会中の所管事務調査に係る継続調査の申出について

本委員会は、所管事務のうち次の事項について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第 98 条及び第 104 条の規定により申し出ます。

記

#### 1. 調査事項

- (1) 総務部の所属に属する事項
- (2) 企画部の所属に属する事項
- (3) 以下、委員会条例で規定する所管事項の全てを記載する
- (4) .....
- (5) .....

#### 2. 調査目的

飯田市政の健全な発展に資するため

#### 3. 期間

委員の任期(2年)終了まで

【別紙2】

年　　月　　日

飯田市議会議長  
様

総務委員長

### 所管事務調査通知書

本委員会は、飯田市議会委員会条例第2条第2項第〇号において規定する所管事務調査のうち、次の事項について所管事務調査をすることに決定したので、地方自治法第109条第2項及び会議規則第98条第1項の規定により通知します。

記

#### 1. 調査事項

#### 2. 調査目的

#### 3. 調査方法及び報告

#### 4. 期間

委員の任期(2年)が終了するまで

あるいは、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで(令和〇年第〇回定例会閉会日)

【別紙3】

年      月      日

飯田市議会議長

様

総務委員長

○ ○ ○ ○

### 閉会中の継続調査申出書

本委員会は、地方自治法第 109 条並びに会議規則第 98 条及び第 104 条の規定に基づき、行政執行の監視機能の充実と政策提言等を目指し、下記の事項について調査することを決定しましたので通知します。

記

#### 1. 調査事項

(例)「若者の投票率向上について」

#### 2. 調査理由

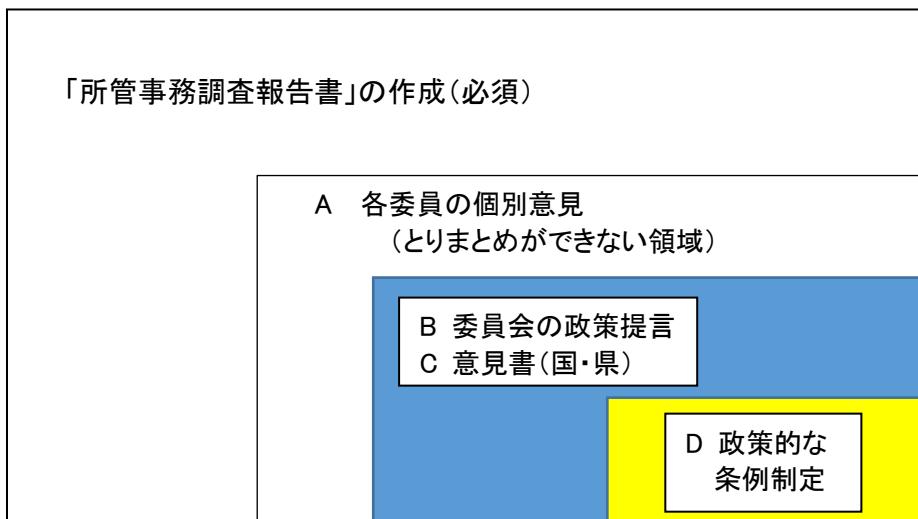
(例)投票率の低さの原因是、「政治への関心の低下」と若者の「政治離れ」が主な要因として挙げられている。平成 28 年には、選挙権年齢が満 20 歳から 18 歳以上に引き下げられたが、依然として改善の傾向がない。以上のことから、○○○○○(原因・対策)を目指して、調査を行う。

委員会における意見のとりまとめ結果の扱いについて

【別紙4】

- 調査終了後「所管事務調査報告書」を委員会で作成し、本会議において「承認」を得る。意見の取りまとめるにあたっては、以下の A～D の段階に留意する。

- A 各委員個別の意見(とりまとめできない場合)
  - ・各委員会での各委員の意見として報告
- B 委員会からの政策提言(所管事務調査結果と合わせて報告書に含め報告)
  - ・委員会として全会一致した具体的な政策ないしは対案
  - ・正副委員長の意向を踏まえ、政策討論会ないしは全員協議会において、議会としての合意形成を図る
- C 委員会提出議案による意見書
  - ・地方自治法第 99 条による国・県などに対する意見書として取りまとめる
  - ・委員長報告と同時に本会議に上程・審議
- D 委員会提出議案による政策的な条例
  - ・条例案の立案に向けた議員間討議などを委員長報告
  - ・条例案としてとりまとめていくため、議会議案検討委員会、政策討論会などを経たうえで、本会議において上程・審議



- 委員会の政策提言(B)に対する検証について

政策提言を提出した委員会にあたっては、必要に応じて、提出後 1 年を目途に執行機関側からの取り組み状況などの「回答」をもらい検証を行うとともに、検証結果に基づき、追跡調査等を実施する。

## 飯田市議会 所管事務調査の流れ

